

新たな国家資格としての愛玩動物看護師のあり方に関する検討報告書 (獣医療における中間とりまとめ (第2次))

愛玩動物看護師の業務

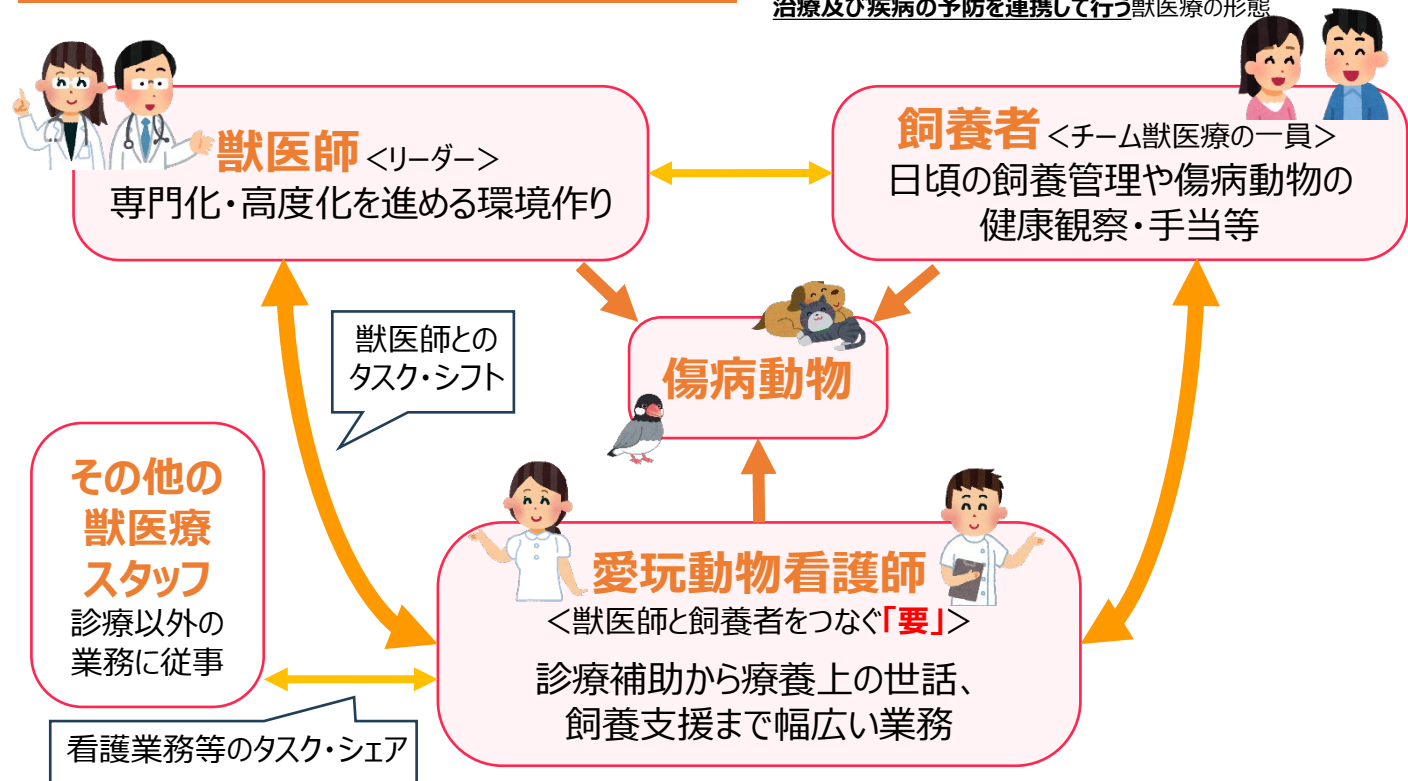


- 疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話、愛玩動物の看護
- 愛玩動物の診療の補助

- 診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為
- 獣医師の指示（手段は問わないが具体的かつ個別に行う必要）の下に行う
- 診療の補助の範囲は、獣医師の指示内容の程度、愛玩動物看護師の持つ知識、経験、技術等によって決定

良質なチーム獣医療※提供体制の整備

※ チーム獣医療とは、獣医療従事者（獣医師、愛玩動物看護師等）と飼養者が対等な立場で意見と情報を交換しながら、傷病動物の治療及び疾病の予防を連携して行う獣医療の形態



○ 良質なチーム獣医療提供体制整備のために必要なこと

動物看護実践

- 院内マニュアル等の整備や動物看護記録の質向上など、専門的な判断に基づく動物看護実践の継続性や一貫性の確保

飼養者との信頼関係構築

- 愛玩動物や飼養者への寄り添いながら獣医師と飼養者の間をつなぐ
- 獣医療へのアクセスが困難な飼養者への支援

生涯教育

- 免許取得後も訓練や研修で技能・知識・資質向上に努める必要
- 専門性の高い愛玩動物看護師の養成、専門認定制度の構築検討

普及啓発

- 獣医師に対する愛玩動物看護師との連携に関する普及啓発